

公 告 第 3 3 5 号

平成 2 2 年 2 月 1 9 日

日本旅行健康保険組合

理事長 小谷野 悦光

平成 2 2 年度における平均標準報酬月額のお知らせ

健康保険法第 4 7 条の規定による、当組合の平成 2 1 年 9 月 3 0 日現在における全被保険者の報酬月額を平均した額（平均報酬月額）及び平成 2 2 年度の平均標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告します。

記

- 1 . 平成 2 1 年 9 月 3 0 日現在の平均報酬月額 3 1 0 , 5 3 8 円
- 2 . 平成 2 2 年度における平均標準報酬月額（等級） 3 2 0 , 0 0 0 円（ 2 3 等級）
- 3 . 適 用 期 間 平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで

(注)上記 2 . の標準報酬は、任意継続被保険者の平成 2 2 年度における上限額として適用されるものです。

以上